

佐賀県立学校の課程等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

佐賀県教育委員会教育長 甲 斐 直 美

佐賀県教育委員会規則第3号

佐賀県立学校の課程等に関する規則等の一部を改正する規則
(佐賀県立学校の課程等に関する規則の一部改正)

第1条 佐賀県立学校の課程等に関する規則(昭和39年佐賀県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前					改正後				
別表第3 (第4条関係)					別表第3 (第4条関係)				
学校		障害種別	部、科	学科	学校		障害種別	部、科	学科
略					略				
佐賀県立大和特別支援学校		略			佐賀県立大和特別支援学校		略		
佐賀県立唐津特別支援学校		略			佐賀県立唐津特別支援学校		知的障害	小学部	
								中学部	
								高等部	普通科
佐賀県立唐津特別支援学校		略			佐賀県立唐津特別支援学校		略		
略					略				
佐賀県立中原特別支援学校		知的障害 肢体不自由 病弱	小学部		佐賀県立中原特別支援学校		知的障害 肢体不自由 病弱	小学部	
			中学部					中学部	
			高等部	普通科				高等部	普通科
鳥栖田代分校		知的障害	小学部		鳥栖田代分校			小学部	
			中学部					中学部	

改正前	改正後
略	略

(佐賀県立特別支援学校の就学区域に関する規則の一部改正)

第2条 佐賀県立特別支援学校の就学区域に関する規則（平成21年佐賀県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前					改正後				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
学校		障害種別	部	就学区域	学校		障害種別	部	就学区域
略					略				
佐賀県立大和特別支援学校		略			佐賀県立大和特別支援学校		略		
佐賀県立唐津特別支援学校		略	本校		佐賀県立唐津特別支援学校		略	本校	
好学舎分校			好学舎分校						
略					略				
佐賀県立中原特別支援学校	本校	知的障害	小学部	神崎市、吉野ヶ里町、 <u>上峰町及びみやき町</u>	佐賀県立中原特別支援学校	知的障害	小学部	神崎市、吉野ヶ里町、 <u>上峰町及びみやき町</u>	
			中学部						中学部
			高等部	鳥栖市、神崎市、吉野ヶ里町、 <u>基山町、上峰町及びみやき町</u>			高等部		
		肢体不自由	小学部	鳥栖市、神崎市、吉野ヶ里町、 <u>基山町、上峰町及びみやき町</u>		肢体不自由	小学部	鳥栖市、神崎市、吉野ヶ里町、 <u>基山町、上峰町及びみやき町</u>	
			中学部		中学部				
			高等部		高等部				

改正前					改正後				
		<u>病弱</u>	<u>小学部</u> <u>中学部</u> <u>高等部</u>	<u>県全域</u>		<u>病弱</u>	<u>小学部</u> <u>中学部</u> <u>高等部</u>	<u>県全域</u>	
	<u>鳥栖</u> <u>田代</u> <u>分校</u>	<u>知的障害</u>	<u>小学部</u> <u>中学部</u>	<u>鳥栖市及び基山町</u>					

(佐賀県立学校の分校に関する規則の一部改正)

第3条 佐賀県立学校の分校に関する規則（平成21年佐賀県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
分校の名称	分校の位置	本校の名称	分校の名称	分校の位置	本校の名称
略			略		
佐賀県立唐津特別支援学校好学校舎分校	略		佐賀県立唐津特別支援学校好学校舎分校	略	
<u>佐賀県立中原特別支援学校鳥栖田代分校</u>	<u>鳥栖市</u>	<u>佐賀県立中原特別支援学校</u>			

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。